

第 6 号 「18歳成年年齢の引き下げ」でどうなる？ ①

2021年 1月 19日

2022年4月からは、成年年齢が18歳に引き下げられます。20歳から18歳に引き下げられると結婚に親の同意は不要となり、国籍の選択や性同一性障害の性別変更家裁申し立て、10年パスポートの取得が単独でできるようになります。(ただし、飲酒・喫煙・公営ギャンブルの20歳未満禁止は変わりません。なお、成人式については、20歳を規定する自治体が多いようです。)

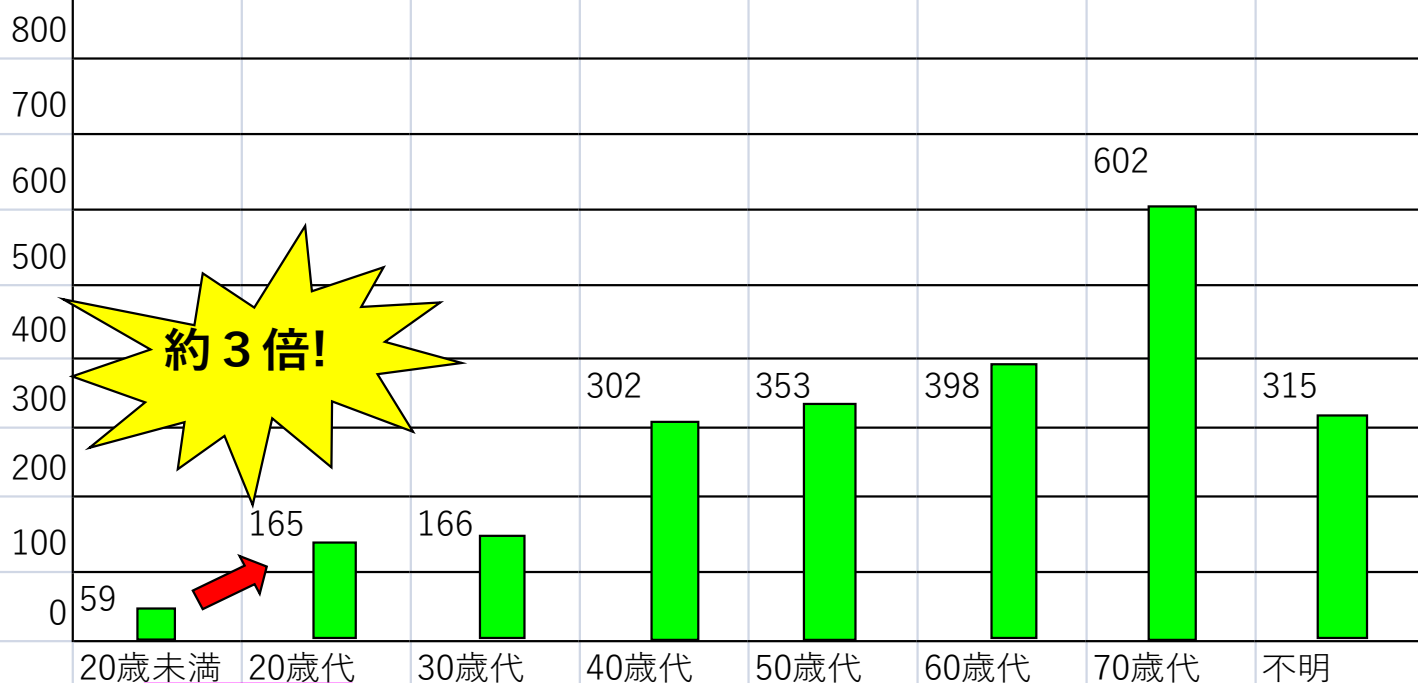
消費者という立場からみて大きな変化は、さまざまな契約が一人のできるようになることです。たとえば、高額の商品を購入すること、クレジットカードをつくること、家を借りる(買う)こと、ローンを組む(借金をする)ことができるようになります。その代わりに、現在20歳未満の人が持っている※未成年者取消権は消滅します。

※未成年者取消権:判断能力が未熟な未成年者を保護することを目的とする。法定代理人(親)の同意を得ずになされた未成年者の法律行為(契約)を取り消すことができる。

18歳の高校生で消費者トラブルに巻き込まれる人が増えることが危惧されます。

年代別消費者トラブルの状況

令和元年度 高知県立消費生活センター 相談総件数 2,360件



悪質業者は成人して間もない人を悪質商法のターゲットにすることがある。

★参考ビデオ:NHK DVD教材「18歳成人 できることできないこと」